

処理残さ処分計画 (案)

1. 焼却方式の場合

排出される残渣は、焼却主灰及び焼却飛灰です。

このうち、焼却主灰は、現状と同様、金属等を回収・資源化したのち、朝日環境センターで溶融・スラグ化するほか、セメント原料化等により資源化します。また、焼却飛灰については、経済性等を考慮しつつ、できる限り資源化に努めることとします。

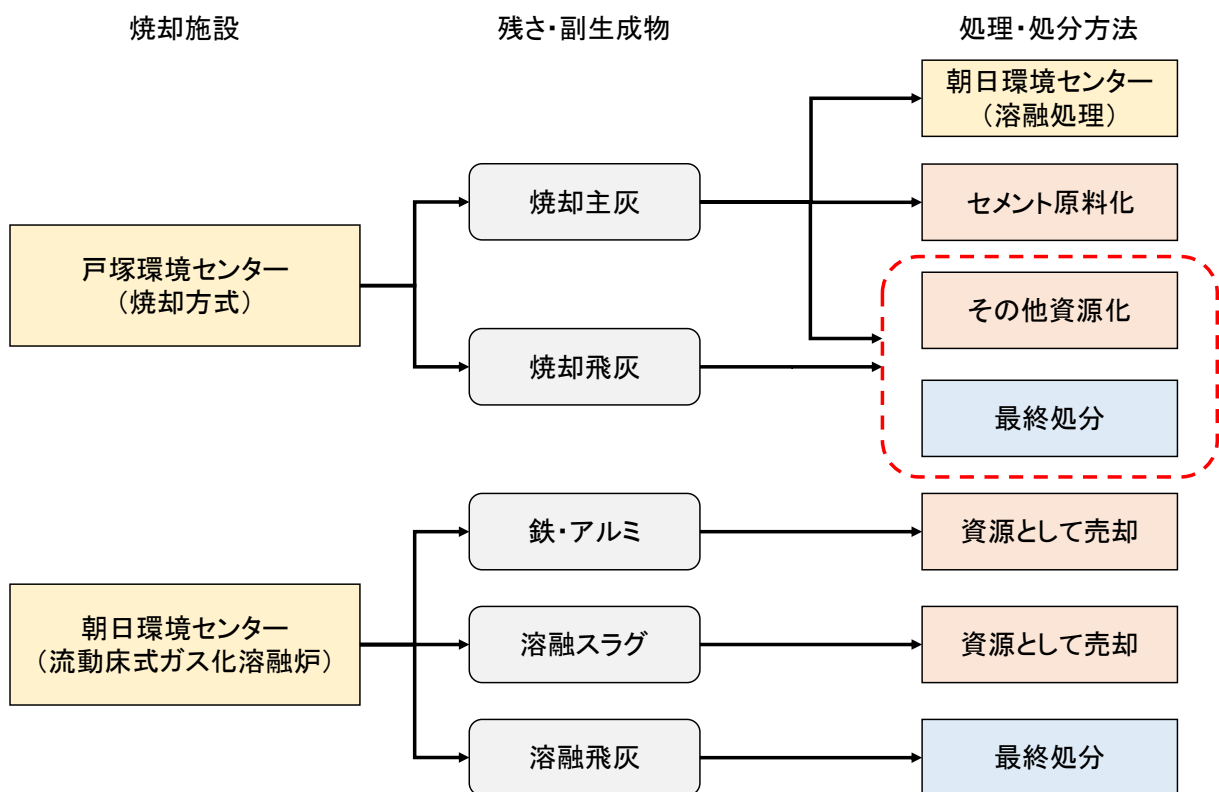


図1 焼却処理方式の場合の残さ・副生成物の処理フロー

2. ガス化溶融処理の場合

排出される残渣は、溶融メタル若しくは鉄・アルミ、溶融スラグ、溶融飛灰です。

このうち、溶融メタル、鉄・アルミ及び溶融スラグは資源として売却し、溶融飛灰は最終処分を行うこととします。

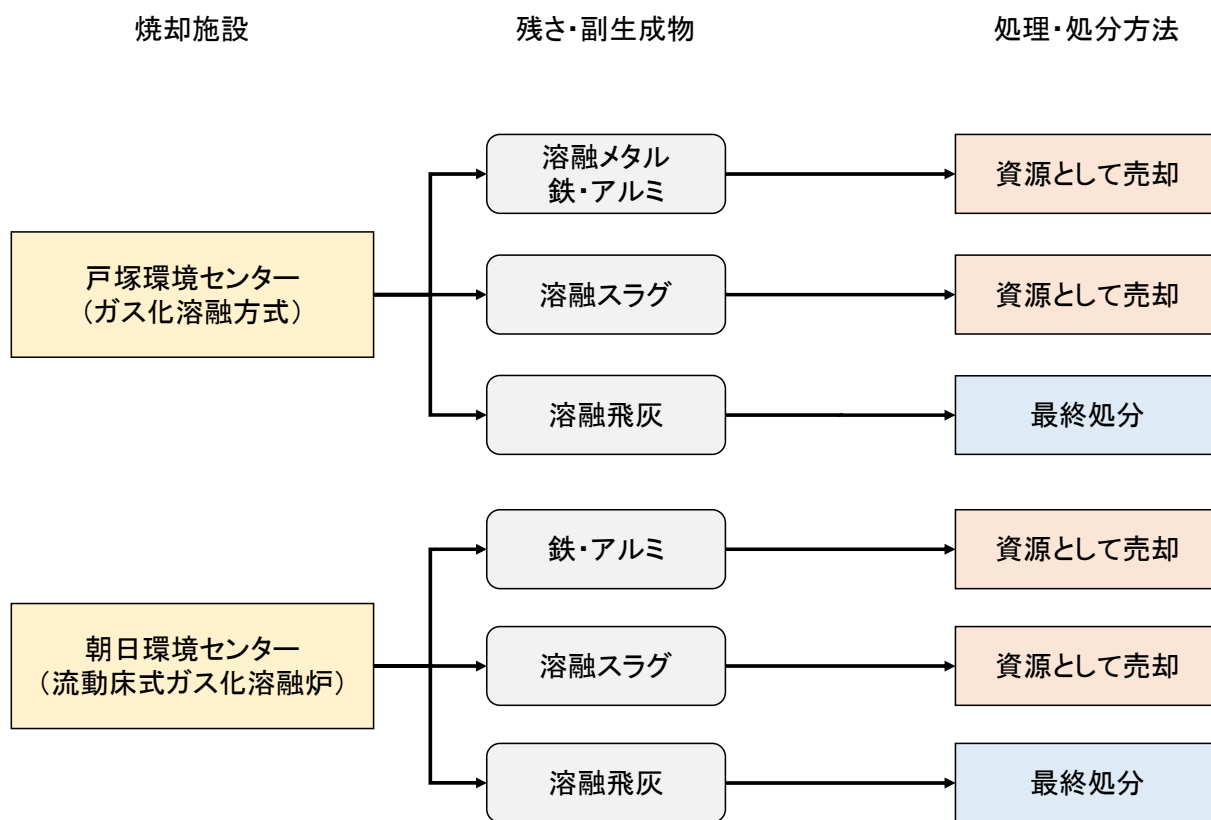


図2 ガス化溶融方式の場合の残さ・副生成物の処理フロー